

# 岡山県工事検査の手引き 改定概要

項目	現行	改定【改定箇所:赤字】	頁番号
<b>1 検査規定等</b>			
<b>1-2 中間検査実施要領(工事中間検査に適用)</b>  (検査対象)	第2 中間検査の対象は、 <b>請負額3,000万円以上</b> の工事とする。ただし、工事の内容、進捗状況等により中間検査を省略できるものとする。	第2 中間検査の対象は、 <b>請負額4,500万円以上</b> の工事とする。ただし、工事の内容、進捗状況等により中間検査を省略できるものとする。	1-2-1
<b>1-5 現場施工体制等の確認</b> <b>○現場施工体制等確認の実施要領</b> <b>2. 契約手続きにおける技術者専任制の確認</b>	1) 対象工事 <b>請負工事3,500万円(建築一式工事:7,000万円)以上</b> の工事を対象とする。	1) 対象工事 <b>請負工事4,000万円(建築一式工事:8,000万円)以上</b> の工事を対象とする。	1-5-2
<b>3. 工事現場における施工体制等の確認</b>	1) 対象工事 技術者の専任を必要とする工事を対象とする。ただし、下請状況の確認については全ての工事を対象とする。 ※「技術者の専任を必要とする工事」とは、 <b>請負金額3,500万円以上(建築一式工事:7,000万円)以上</b> の工事である。	1) 対象工事 技術者の専任を必要とする工事を対象とする。ただし、下請状況の確認については全ての工事を対象とする。 ※「技術者の専任を必要とする工事」とは、 <b>請負金額4,000万円以上(建築一式工事:8,000万円)以上</b> の工事である。	1-5-3
	2) 確認内容 ⑦下請負人の主任技術者(下請負金額 <b>3,500万円(建築一式工事:7,000万円)</b> は専任)がいるか確認する。	2) 確認内容 ⑦下請負人の主任技術者(下請負金額 <b>4,000万円(建築一式工事:8,000万円)</b> は専任)がいるか確認する。	1-5-4
<b>○現場施工体制等確認の処理要領</b> <b>工事概要調書</b>	注2) 下請負業者の「主任技術者」欄は、「専任」又は「非専任」のいずれかに○印をし、該当する技術者を記入する。 <b>下請負金額3,500万円(建築一式:7,000万円)以上</b> は専任が必要。	注2) 下請負業者の「主任技術者」欄は、「専任」又は「非専任」のいずれかに○印をし、該当する技術者を記入する。 <b>下請負金額4,000万円(建築一式:8,000万円)以上</b> は専任が必要。	1-5-6
<b>工事現場における技術者同一性等チェックシート</b>	注3) 「技術者の専任を必要とする工事」とは、 <b>請負金額3,500万円(建築一式工事:7,000万円)以上</b> の工事である。	注3) 「技術者の専任を必要とする工事」とは、 <b>請負金額4,000万円(建築一式工事:8,000万円)以上</b> の工事である。	1-5-7
<b>工事現場における技術者専任制チェックシート(第 回)</b>	2. 技術者専任制等の確認(工事施工中/請負金額 <b>3,500万円以上</b> の工事)	2. 技術者専任制等の確認(工事施工中/請負金額 <b>4,000万円以上(建築一式工事:8,000万円以上)</b> の工事)	1-5-8
<b>下請状況チェックシート(第 回)</b> <b>2. 下請負状況の確認(工事施工中/すべての工事)</b>	施工体制台帳が提出されている場合 ⑦下請作業員が作業中に、下請負人の主任技術者がいるか(下請負金額 <b>3,500万円以上(建築一式工事:7,000万円)</b> は専任)	施工体制台帳が提出されている場合 ⑦下請作業員が作業中に、下請負人の主任技術者がいるか(下請負金額 <b>4,000万円以上(建築一式工事:8,000万円)</b> は専任)	1-5-9
<b>○下請負の相手方及び内容</b>	※左記の合計額が <b>4,000万円(建築一式工事においては6,000万円)</b> を超える時点で、元請業者の建設業の許可証の写し及び技術者の監理技術者証の写しを添付すること。	※左記の合計額が <b>4,500万円(建築一式工事においては7,000万円)</b> を超える時点で、元請業者の建設業の許可証の写し及び技術者の監理技術者証の写しを添付すること。	1-5-14